

ガス安全高度化計画 見直し案
新旧対照表（傍線部分は見直し部分）

平成26年2月26日
経済産業省ガス安全室

見直し案	現 行
<p>第5章 災害対策</p> <p>1. 災害へのガス事業の備え</p> <p>ガス事業者は、ガスの製造、供給及び消費段階の全てにおいて、365日・24時間、あらゆる自然災害時においても、一定の保安レベルを確保することが求められる。特に、我が国は、世界有数の地震多発国であり、これまでの地震による被害を踏まえ、地震対策を中心として災害対策に取り組んできた。その結果、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）における都市ガス供給の被害や復旧の状況をみても、これまでの取組みの成果が一定程度上がっているものと認められる。</p> <p>また、近い将来発生が予想されている東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、国は、地震防災対策推進地域等を指定し、ガス事業者は、津波からの円滑な避難の確保、教育・訓練等に関することを保安規程等に定めることにより、迅速な対応を図るものとしている。</p> <p>他方、地震や津波以外にも水害等の災害も懸念される。このため、ガス事業者は、各々の供給区域の自然環境をはじめとする様々な状況に応じた不断の備えを充実させ、更なる災害対策に向けた対応能力の維持・向上に努める。</p> <p>2. 今後の地震・津波対策</p> <p>地震・津波対策の基本は、過去の教訓を踏まえた、①ガス工作物の耐震性向上等を目的とした設備対策、②ガスによる二次災害防止を目的とした緊急対策、③安全かつ速やかな復旧を目的とした復旧対策の3つの柱であり、今後もこれらを着実に実施していくことが重要である。<u>特に、南海トラフ地震を含む地震防災戦略目標として、2025年度末に90%（2012年度末時点：80.6%）とする新たな耐震化目標を設定するなど、下記の一連の対策を積極的に行うことにより、供給ネットワークの構築に向け、総合的な取組を行う。</u></p> <p>（1）設備対策</p> <p>地震や津波に強い供給ネットワークを引き続き構築していくことが基本となる。低圧導管については、東日本大震災においてもポリエチレン管等の有効性が確認できたことから、今後も耐震性の低い管から耐震性の高いポリエチレン管等への取替えを継続的に推進していく。</p> <p>また、新潟県中越沖地震において長柱座屈による被害が発生したため、その後の調査研究における技術的知見を設計指針等へ反映し、供給上重要な路線については、同様な事象発生への未然防止に努める。旧設計基準に基づいて建設された球形ガスホルダーについては、支柱上部のタイロッドブレース接続部の強度が不足するものは支持部材を補強する等により耐震性の向上を図る。</p> <p>津波については、平成23年12月に防災基本計画が修正され、東日本大震災を踏まえた津波対策の抜本強化が求められており、これに準拠した津波対策を講ずる。例えば、保安電力等重要な電気設備の機能喪失を回避するため、想定津波高さに応じた措置を講ずる。</p>	<p>第5章 災害対策</p> <p>1. 災害へのガス事業の備え</p> <p>ガス事業者は、ガスの製造、供給及び消費段階の全てにおいて、365日・24時間、あらゆる自然災害時においても、一定の保安レベルを確保することが求められる。特に、我が国は、世界有数の地震多発国であり、これまでの地震による被害を踏まえ、地震対策を中心として災害対策に取り組んできた。その結果、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）における都市ガス供給の被害や復旧の状況をみても、これまでの取組みの成果が一定程度上がっているものと認められる。</p> <p>また、近い将来発生が予想されている東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、国は、地震防災対策推進地域等を指定し、ガス事業者は、津波からの円滑な避難の確保、教育・訓練等に関することを保安規程等に定めることにより、迅速な対応を図るものとしている。</p> <p>他方、地震や津波以外にも水害等の災害も懸念される。このため、ガス事業者は、各々の供給区域の自然環境をはじめとする様々な状況に応じた不断の備えを充実させ、更なる災害対策に向けた対応能力の維持・向上に努める。</p> <p>2. 今後の地震・津波対策</p> <p>地震・津波対策の基本は、過去の教訓を踏まえた、①ガス工作物の耐震性向上等を目的とした設備対策、②ガスによる二次災害防止を目的とした緊急対策、③安全かつ速やかな復旧を目的とした復旧対策の3つの柱であり、今後もこれらを着実に実施していくことが重要である。</p> <p>（1）設備対策</p> <p>地震や津波に強い供給ネットワークを引き続き構築していくことが基本となる。低圧導管については、東日本大震災においてもポリエチレン管等の有効性が確認できたことから、今後も耐震性の低い管から耐震性の高いポリエチレン管等への取替えを継続的に推進していく。また、新潟県中越沖地震において長柱座屈による被害が発生したため、その後の調査研究における技術的知見を設計指針等へ反映し、供給上重要な路線については、同様な事象発生への未然防止に努める。旧設計基準に基づいて建設された球形ガスホルダーについては、支柱上部のタイロッドブレース接続部の強度が不足するものは支持部材を補強する等により耐震性の向上を図る。</p> <p>津波については、平成23年12月に防災基本計画が修正され、東日本大震災を踏まえた津波対策の抜本強化が求められており、これに準拠した津波対策を講ずる。例えば、保安電力等重要な電気設備の機能喪失を回避するため、想定津波高さに応じた措置を講ずる。</p>

ガス安全高度化計画（抜粋）

はじめに

我が国のガス事業¹は、これまで1世紀以上にわたって国民生活と産業活動に不可欠なエネルギーを供給する担い手として重要な役割を果たしてきた。同時に、ガス事業の根幹である保安の確保には十分な配慮がなされてきたが、安全・安心に対する国民の意識の高まりに応えるためにも、更なる保安に対して万全を期す必要がある。

これまで、国及びガス事業者は、平成10年3月にガス安全高度化検討会²が取りまとめた報告書（ガス安全高度化検討会報告書）に基づき、平成22年を目標年次とするガス安全高度化目標の達成に向けて、種々の保安対策に取り組んできた。この間、国及びガス事業者のたゆまぬ努力の結果、死亡事故や人身事故のような重大な事故については着実に改善が見られ、ここ数年は交通事故や火災事故等他の事故と比べても低い水準まで低減が図られてきた。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、またガス事業の安全・安心に対する社会の要求がますます高まっていることから、今後も一層の安全高度化が求められる。

ガス安全高度化検討会報告書においては、保安レベルを維持しつつ合理的な規制体系への転換に向けた施策の基本的方向として、①各主体の自己責任を原則、②国の関与は必要最小限、③事後規制の機動的・効果的発動、④情報公開の徹底、の4点が示された。国及びガス事業者は、ガス安全高度化検討会報告書で示された安全高度化目標の達成に向け、合理的な規制体系への転換を図りつつ、過去の事故・災害から得られた教訓を踏まえ、保安対策を強化してきた。具体的には、ガス事業法改正による自己責任原則に基づく規制体系の見直し、原子力安全・保安院の発足に伴う保安行政の独立性の確保、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素（CO）中毒事故を契機とした製品安全対策の強化、北海道北見市のガス漏れ事故を踏まえた導管管理方法の見直し、消費者庁の発足に伴う事故情報の通知・集約体制の整備等が挙げられる。また、新潟県中越地震や新潟県中越沖地震を踏まえた検討・提言に基づいた地震対策を講じてきた。

こうした中、目標年次を迎えた平成22年5月以降、原子力安全・保安院では、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会において、これまでの保安対策の実施状況及び目標の達成状況を分析・評価するとともに、今後必要とされる保安対策の方向性を示す新たな安全高度化計画を設定すべく検討を重ねてきた。本報告書は、ガスの保安を巡る更なる情勢の変化や保安対策の進捗等を踏まえつつ、今後10年間を見据えたガスに関する地震対策を含めた総合的なガスの保安対策として取りまとめたものである。

¹ ガス事業：都市ガス事業（一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業）をいう。

² ガス安全高度化検討会：都市ガスに係る安全確保のあり方を検討するため、1992年に当時の資源エネルギー庁公益事業部に設置された。